

対馬市結婚新生活支援事業（令和5年度対象事業事例イメージ）

基本事項

■申請の可否及び期間並びに対象経費等については下記が基準となる。

- 婚姻日 : 令和5年3月1日以降
- 補助対象経費 : 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに支払った費用
- 申請期限 : 令和6年3月31日
- 婚姻日の年齢 : 夫婦のうち年齢の高いほうが39歳以下
- 夫婦の所得 : 500万円未満（算出方法は下記の通り）

所得に係る事例

| | | | | |
|---|--------------------------|----------------------|---|---------------------|
| ① | 夫 収入額650万円 妻 収入額なし | 所得額476万円 所得額なし | ⇒ | 合計所得額476万円 ⇒申請可能 |
| ② | 夫 収入額510万円 妻 収入額200万円 | 所得額364万円 所得額132万円 | ⇒ | 合計所得額496万円 ⇒申請可能 |
| ③ | 夫 収入額525万円 妻 収入額200万円 | 所得額376万円 所得額132万円 | ⇒ | 合計所得額508万円 ⇒申請不可 |

夫婦の年間の奨学金返還額が9万円以上あれば…
合計所得額（508万円－9万円）＝499万円⇒申請可能

給与所得の計算方法（令和2年度～）

| ① 給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額) | ② 給与所得控除額 |
|---------------------------------|---------------------|
| 1,625,000円まで | 550,000円 |
| 1,625,001円から 1,800,000円まで | 収入金額×40%-100,000円 |
| 1,800,001円から 3,600,000円まで | 収入金額×30%+80,000円 |
| 3,600,001円から 6,600,000円まで | 収入金額×20%+440,000円 |
| 6,600,001円から 8,500,000円まで | 収入金額×10%+1,100,000円 |
| 8,500,001円以上 | 1,950,000円（上限） |

(所得額) = ① - ②にて算出

※当該年度に奨学金の返還額があれば、当該額分を控除。

※（出典）国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。

婚姻日等に係る事例

■住居費（賃貸物件の場合）

ケース①

- ・婚姻日：R5.5.1
- ・R4.12.1から対象物件にて結婚前提に同居開始。



- ・申請可能期間：R5.5.1～R6.3.31
- ・対象経費：家賃等 : R5.4.1～申請時点の支払分
※敷金・礼金等：×（4月1日以前支払）
引越費用：×

ケース②

- ・婚姻日：R5.11.1
- ・R5.12.1から対象物件にて結婚前提に同居開始。



- ・申請可能期間：R5.12.1～R6.3.31
- ・補助対象経費：家賃等：R5.12.1～申請時点の支払分
※敷金・礼金等：○
引越費用：○

申請・お問合せ先

対馬市役所 しまづくり推進部 地域づくり課
電話：0920-53-6111(代)